

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
なるときは、そ
の翌日)

(第三種郵便物認可) 第64号 (号外)

鳥取県公報

1 昭和52年8月9日 火曜日

目次

◇告 示 昭和五十二年年度鳥取県一般会計補正予算
専決処分した昭和五十一年度鳥取県一般会計補正予算等

告 示

鳥取県告示第六百七十七号

昭和五十二年七月定例県議会で七月二十一日議決された昭和五十二年年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十二年八月九日

鳥取県知事 平 林 三

昭和52年度鳥取県一般会計補正予算

昭和52年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,035,360千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,566,735,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 分担金及び金	2 負担金	1,516,928	144,000	1,660,928
		2,649,458	144,000	2,793,458
7 国庫文出金	1 国庫負担金	51,705,932	57,812	51,763,744
		17,716,158	20,812	17,736,970
	2 国庫補助金	83,503,762	37,000	83,540,762
9 寄附金	1 寄附金	106,887	15,500	122,387
11 繰越金		100,000	340,274	440,274

歳入	歳出	歳入		歳出	
		補正前の額	補正額	補正前の額	補正額
12 諸収入	7 雑収入	17,276,087	21,774	17,297,861	
18 県債	1 県債	13,278,000	1,456,000	14,734,000	
歳入合計	歳出合計	154,700,000	2,035,360	156,735,360	
2 総務費	1 総務管理費	4,644,455	44,070	4,688,525	
	2 企画費	336,054	44,900	380,954	
	4 市町村振興費	638,270	50,000	688,270	
7 商工費	1~商業費	5,851,962	200	5,852,162	
8 土木費	2 道路橋りょう費	12,687,946	1,600,000	14,287,946	

歳入	歳出	歳入		歳出	
		補正前の額	補正額	補正前の額	補正額
3 河川海岸費	5 都市計画費	6,824,478	140,000	6,964,478	
9 警察費	1 警察管理費	6,744,773	4,978	6,749,751	
10 教育費	1 教育総務費	2,242,530	106,712	2,349,242	
	7 保健体育費	787,724	24,000	811,724	
歳入合計	歳出合計	154,700,000	2,035,360	156,735,360	

第2表 債務負担行為補正追加

事項	項目	期	間	限度額
一般国道9号北条バイパス改築事業用地購入費及び補償費		昭和52年度から昭和56年度まで		473,000
鳥取都市計画道路路停車場布勢線の用地取得費及び物件移転等補償費		昭和52年度から昭和56年度まで		145,026
米子港湾都市計画道路美保航空線及び民航空ターミナル線の用地取得費及び物件移転等補償費		昭和52年度から昭和56年度まで		214,809

廃止事項	期	間	限度額
単県道路改良工事	昭和52年度から昭和53年度まで		千円 93,000
単県舗装新設工事	昭和52年度から昭和53年度まで		61,000
単県橋りょう架換工事	昭和52年度から昭和53年度まで		20,000
単県舗装補修工事	昭和52年度から昭和53年度まで		64,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	利率 %	限度額 千円	利率 %
道路新設改良費	30,000		606,000	
自然保護対策費	430,000		644,000	
道路橋りょう総務費	0		400,000	

起債の方法	利率	償還の方法
証書借入れ	10%以内	借入年度から1年すえ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは県財政の

項目	金額	償還期間	その他
道路維持費	0	同上	同上
橋りょう新設改良費	0	同上	同上
計	13,708,000	15,378,000	

都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ。又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができる。

鳥取県告示第六百十八号

昭和五十二年三月三十一日専決処分した昭和五十一年度鳥取県一般会計補正予算及び昭和五十一年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十二年八月九日

鳥取県知事 平 林 寛 三

昭和51年度鳥取県一般会計補正予算

昭和51年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,207,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,578,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県 税	1 県 民 税 2 事 業 税 3 不 動 産 取 得 税 4 県 民 酒 料 飲 食 等 税 6 料 理 飲 食 等 費 消 費 税 10 自 動 車 取 得 税 11 軽 油 引 取 税	16,579,892	397,249	16,977,141
		3,622,982	50,207	3,673,189
		3,812,207	250,675	4,062,882
		831,547	21,930	853,477
		709,658	△ 34,534	675,119
		2,024,899	45,216	2,070,115
		1,179,227	49,474	1,228,701
		1,490,075	14,281	1,504,356
		39,887,237	119,716	40,006,953
		39,887,237	119,716	40,006,953
		7 国庫支出金	2 国庫補助金	46,760,476
		30,212,804	138,580	30,351,384
13 県 債	1 県 債	14,372,700	1,552,000	15,924,700
		14,372,700	1,552,000	15,924,700

歳 入	合 計	139,370,698	2,207,545	141,578,243
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 7,474,563	千円 2,007,545	千円 9,482,108
	1 総務管理費	4,787,203	2,007,545	6,794,748
8 土木費		31,267,267	200,000	31,467,267
	4 港湾費	1,809,752	200,000	2,009,752
歳 出	合 計	139,370,698	2,207,545	141,578,243

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正		後
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
身体障害者施設整備費	千円 81,000	%	千円 128,000	%	
児童福祉施設整備費	165,000		166,000		
看護婦等養成施設整備費	167,000		166,000		
農業関係試験場整備費	90,000		126,000		
開墾及び開拓事業費	32,000		44,000		

中興費	233,000		315,000		
道路新設改良費	273,000		695,000		
河川改良費	1,169,000		1,331,000		
砂防費	840,000		879,000		
街路事業費	292,000		297,000		
都市開発費	1,156,000		1,181,000		
下水道費	63,000		77,000		
盲聾学校整備費	118,000		177,000		
養護学校費	144,000		145,000		
少年自然の家建設費	195,000		295,000		
治山施設災害復旧費	55,000		56,000		
河川総務費	0		50,000		

借入年度から1年ずえ償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び

証書借入れ10%以内又は証券発内行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし

境港管 理費	0	200,000	同上	同上	同上	し、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	償還年限を短縮又は延長し、あるいはすき又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるところ。
施設設 備費	0	259,000	同上	同上	同上		
林道施設 災害復旧費	0	1,000	同上	同上	同上		
直轄道 路費	0	37,000	同上	同上	同上		
計	15,219,700	16,771,700					

昭和51年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和51年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,858,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 繰越金	1 繰越金	18,830	20,255	39,085
		18,830	20,255	39,085
歳入	合計	1,838,145	20,255	1,858,400

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 一般会計金	1 一般会計金	1,814,664	43,735	1,858,399
		1,814,664	43,735	1,858,399
3 予備費	1 予備費	23,480	△23,480	0
		23,480	△23,480	0
歳出	合計	1,838,145	20,255	1,858,400